
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **「収益認識会計基準」及び「収益認識適用指針」の改正案**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中の金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）の制定並びに企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）（予想信用損失適用指針、金融商品会計基準及び金融商品実務指針をまとめて以下「金融商品会計基準等」という。）の改正が、次の項目に与える影響を検討することを目的としている。

(1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）

(2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）

以下、(1) と (2) を合わせて「収益認識会計基準等」という。

II. これまでの経緯

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、契約資産を予想信用損失モデルの対象としている。この点に関連して、第 536 回企業会計基準委員会等¹において、契約資産に関する取扱いは金融商品会計基準に含めず、現行の日本基準のとおり、契約資産の会計処理は金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する旨を収益認識会計基準において定めることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

3. また、収益認識会計基準等については、2020 年改正収益認識会計基準等公表の時点で金融商品会計基準について見直しを行っているところであったため、次の項

¹ 第 536 回企業会計基準委員会（2024 年 11 月 18 日開催）及び第 228 回金融商品専門委員会（2024 年 11 月 12 日開催）を合わせて「第 536 回企業会計基準委員会等」という。

目について、金融商品会計基準の見直しと合わせて検討を行う予定としていた。

- (1) 顧客との契約から生じる収益に該当する金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料（収益認識会計基準第3項(5)及び第107項）
 - (2) 顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失の開示（収益認識適用指針第106-8項及び第192項）
4. 以上を踏まえ、次項以降において、収益認識会計基準等に与える影響について検討を行う。

III. ASBJ 事務局による分析

契約資産の取扱いに関する収益認識会計基準の結論の背景への追加

(分析)

5. 現行の収益認識会計基準の結論の背景では、契約資産の取扱いについて次のとおり記載している。

150-3. 本会計基準の適用により廃止される工事契約会計基準の第17項では、「工事進行基準を適用した結果、工事の進行途上において計上される未収入額については、金銭債権として取り扱う」こととしていた。2018年会計基準においては、工事契約会計基準第17項の取扱いを引き継ぎ、契約資産を金銭債権として取り扱うこととしていた。また、このように取り扱うことにより、工事の進行途上において計上される未収入額の貸倒引当金の会計処理及び外貨換算の取扱いが明確になっていた。

一方、IFRS第15号は、契約資産が金融資産に該当するか否かについて言及しないこととしたうえで、契約資産の減損の測定、表示及び開示については、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」に従って、金融資産と同じ基礎で行うことを要求している。

この点、本会計基準においても契約資産が金銭債権に該当するか否かについて言及しないことにより、IFRS第15号が必ずしも言及していない契約資産の性質について、本会計基準において金銭債権とすることにより発生し得る意図しない帰結を回避することが可能となるものと考えられる。また、契約資産とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の無条件ではない権利であり（本会計基準第10項参照）、無条件の権利である

顧客との契約から生じた債権（本会計基準第12項参照）とは性質が異なる。

これらの点を踏まえ、2019年公開草案において、2018年会計基準第77項の「契約資産は、金銭債権として取り扱うこととし、金融商品会計基準に従って処理する。」の記載を削除することを提案した。また、契約資産に係る貸倒引当金の会計処理は金融商品会計基準における債権の取扱いを適用すること及び外貨建ての契約資産に係る外貨換算については外貨建取引等会計処理基準の外貨建金銭債権債務の換算の取扱いを適用することを提案した。

当該2019年公開草案に対して、契約資産の消滅等に関する会計処理を明確にすべきであるとの意見が寄せられ、本会計基準に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理することとし、その旨を明確にすることとした（本会計基準第77項参照）。

6. 今回の減損プロジェクトにおいても、「本会計基準においても契約資産が金銭債権に該当するか否かについて言及しない」とする方針は変更していないため、契約資産の取扱いは、金融商品会計基準等において定めを設けないこととしている。
7. 一方、IFRS 第9号では、契約資産を予想信用損失モデルの対象としており、今回の減損プロジェクトにおいても、契約資産を予想信用損失モデルの対象とする点については異論が聞かれていない。
8. このため、契約資産についても予想信用損失モデルが適用され、開示も含めて、予想信用損失適用指針における債権の取扱いに準じて取り扱うことになる旨を収益認識会計基準の結論の背景に記載することが考えられる。収益認識会計基準の改正案（HPでは非公表）については本資料別紙1第150-4項を参照されたい。
9. なお、契約資産の取扱いに関する金融商品会計基準の改正案における結論の背景の記載は次のとおりである。

金融商品会計基準改正案の結論の背景

68-2. 20XX年改正会計基準において、予想信用損失の定めを設けるにあたり、予想信用損失の対象となる債権についての貸借対照表価額に関する定めの見直しを行った。債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする一方、予想信用損失の算定に際して貨幣の時間価値の考慮を必要とする貸付金と重要な金融要素を含む債権については、予想信用損失の算定と整合させるために、貸借対照表価額を実効金利法に基づく償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とした。なお、収益認識会計基準に従って認識した契約資産については、収益認識会計基準に定めのない会

計処理は、本会計基準における債権の取扱いに準じて処理することとされていることから（収益認識会計基準第 77 項参照）、予想信用損失の定めが適用される。

予想信用損失に基づく貸倒引当金の算定については、別途、「V. 予想信用損失の算定」において取り扱うこととし（第 14 項第 1 段落、第 27 項及び第 28 項参照）、「V. 予想信用損失の算定」を適用する際の指針として予想信用損失適用指針を定めている。

金融商品の組成又は取得において受け取る手数料

（現行の収益認識会計基準等の定め）

10. 金融商品の組成又は取得において受け取る手数料に関連する現行の収益認識会計基準の定めは次のとおりである。

収益認識会計基準

会計基準

I. 範囲

3. 本会計基準は、次の(1)から(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。
- (1) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の範囲に含まれる金融商品に係る取引
（中 略）
 - (5) 金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料
（後 略）

結論の背景

I. 範囲

107. 2020 年改正会計基準公表時点で、当委員会は金融商品会計基準について見直しを行っているところである。顧客との契約から生じる収益に該当する金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料については、金融商品会計基準の見直しと合わせて検討を行う予定である（本会計基準第 3 項(5)参照）。

(分析)

11. 金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料については、現行の金融商品会計基準等に明文の規定がないため、仮に収益認識会計基準において除外しない場合には、収益認識会計基準が適用されることとなる。このような状況を避けるために、2020年に公表された収益認識会計基準においては、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料は収益認識会計基準の適用から除外される項目とされた(収益認識会計基準第3項(5))。
12. 今回の金融商品会計基準等の改正において、予想信用損失モデルの対象となる金融資産について原則として実効金利法による償却原価を適用することとし、これに合わせて金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料の会計処理に関する定めを金融商品実務指針において設けることとした。
13. これに伴い、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料は収益認識会計基準第3項(1)に含まれることとなったため、収益認識会計基準第3項(5)を削除することが考えられる。また、結論の背景において、検討過程について説明することが考えられる。収益認識会計基準の改正案(HPでは非公表)については本資料別紙1第3項(5)及び第107-2項を参照されたい。

顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失の開示
(関連する IFRS 第 15 号の定め)

14. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失の開示に関連する IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)の定めは次のとおりである。

IFRS 第 15 号	
顧客との契約	
113	<p>企業は、報告期間についての次のすべての金額を開示しなければならない。ただし、当該金額が他の基準書に従って包括利益計算書に区分表示されている場合は除く。</p> <p>(中 略)</p> <p>(b) 企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について (IFRS 第9号に従って) 認識した減損損失 (企業はこれを他の契約からの減損損失と区別して開示しなければならない)</p>

契約残高

118 企業は、当報告期間中の契約資産及び契約負債の残高の重大な変動の説明を提供しなければならない。この説明には、定性的情報と定量的情報を含めなければならない。企業の契約資産及び契約負債の残高の変動の例として、次のものがある。

- (a) 企業結合による変動
- (b) 収益に対しての累積的なキャッチアップ修正のうち、対応する契約資産又は契約負債に影響を与えるもの。これには、進捗度の測定値の変動、取引価格の見積りの変更（変動対価の見積りが制限されるのかどうかの評価の変更を含む）又は契約変更が含まれる。
- (c) 契約資産の減損
- (d) 対価に対する権利が無条件となる（すなわち、契約資産が債権に分類変更される）時間枠の変化
- (e) 履行義務が充足される（すなわち、契約負債から生じる収益が認識される）時間枠の変化

（現行の収益認識会計基準等の定め）

15. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失の開示に関連する現行の収益認識適用指針の定めは次のとおりである。

収益認識適用指針
適用指針
IV. 開示
2. 注記事項
(3) 契約資産及び契約負債の残高の重要な変動

106-8. 会計基準第 80-20 項(3)では、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動について注記することとしている。契約資産及び契約負債の残高の変動の例として、次のものが挙げられる。

- (1) 企業結合による変動
- (2) 進捗度の見積りの変更、取引価格の見積りの見直し（取引価格に含まれる変動対価の額が制限されるのかどうかの評価の変更を含む。）又は契約変更等による収益に対する累積的な影響に基づく修正のうち、対応する契約資産又は契約負債に影響を与えるもの
- (3) 対価に対する権利が無条件となるまでの通常の間の変化
- (4) 履行義務が充足されるまでの通常の間の変化

なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動を注記するにあたり、必ずしも定量的情報を含める必要はない。

16. また、企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示（IFRS 第 15 号第 113 項(b)）が現行の収益認識会計基準等に取り入れられなかった理由について、現行の収益認識会計基準の結論の背景において次とおり説明している。

収益認識会計基準
結論の背景
IV. 開示
1. 表示

158. IFRS第15号において要求されている顧客との契約から生じた債権又は契約資

産について認識した減損損失の開示に関しては、IFRS第9号「金融商品」における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっているため、同様の開示を求めることは困難であると判断した。2020年改正会計基準公表時点で、金融商品会計基準については見直しを行っているところである。当該開示については金融商品会計基準の見直しと合わせて検討することとし、本会計基準において求めないこととした。

17. さらに、契約資産及び契約負債の残高の重要な変動（IFRS 第 15 号第 118 項(c)）が現行の収益認識会計基準等に取り入れられなかった理由について、現行の収益認識適用指針の結論の背景において次のとおり説明している。

収益認識適用指針

結論の背景

II. 開示

1. 注記事項

(2) 契約資産及び契約負債の残高の重要な変動

192. 会計基準第 80-20 項(3)では、当期中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動がある場合には、その内容について注記することとしている。

(中 略)

また、IFRS 第 15 号においては、契約資産の変動の例として、契約資産の減損が挙げられている。この点に関して、契約資産について認識する減損については、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっている。2020 年改正会計基準公表時点では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の見直しを行っているところであるため、契約資産の変動の例として契約資産の減損を示すか否かについては金融商品会計基準の見直しと合わせて検討することとし、本適用指針においては示さないこととした。

(後 略)

(分析)

顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示

18. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示については、第 97 回收益認識専門委員会（2019 年 6 月 20 日開催）及び第 98 回收益認識専門委員会（2019 年 7 月 18 日開催）、第 411 回企業会計基準委員会（2019

年6月27日開催)及び第413回企業会計基準委員会(2019年7月29日開催)において聞かれた意見を踏まえて、第414回企業会計基準委員会(2019年8月9日開催)において審議が行われた。

19. 第414回企業会計基準委員会では、顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の金額の開示(表示又は注記)については、金融資産の減損の会計処理に関して会計基準の開発に着手することとした場合には、当該開示についても併せて検討することとし、それまでの間は開示を求めないことが提案された。(関連する審議資料については、資料(8)参考資料を参照のこと。)
20. 前項の事務局提案は、2020年改正収益認識会計基準公表時点においては、IFRS第9号における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっているため、収益認識会計基準等においてIFRS第15号と同様の開示を求めることは困難であると判断したためである。
21. 審議の結果、2020年改正収益認識会計基準にIFRS第15号第113項(b)を取り入れないこととした。この経緯については、本資料第16項に記載した収益認識会計基準第158項のとおり、結論の背景に記載している。
22. 今回の金融商品会計基準の改正において、予想信用損失モデルを採用し、さらに貸倒引当金繰入額及び直接減額の金額の表示を予想信用損失適用指針において定めることとした。このため、本資料第20項に記載した困難な状況が解消されたと考えられる。
23. ここで、IFRS第15号は、顧客との契約から生じた債権又は契約資産について、包括利益計算書に区分表示する場合を除きIFRS第9号に従って認識した減損損失を他の契約からの減損損失と区別して開示することを求めている。当該開示を求める理由として、IFRS第15号は、結論の根拠において、財務諸表利用者が最も有用だと述べた情報である債権管理(又は不良債権)に関する情報を提供することを挙げている。
24. 前項の点は、日本においても財務諸表利用者にとっての情報の有用性は同様であると考えられる。このため、収益認識会計基準等において同様の定めを設けることが考えられる。収益認識会計基準の改正案(HPでは非公表)については、本資料別紙1第79-2項を参照されたい。

契約資産及び契約負債の残高の重要な変動

25. 収益認識適用指針第106-8項は、契約資産及び契約負債の残高の重要な変動につ

いての注記に関して、契約資産及び契約負債の残高の変動を例示している。

26. 金融商品会計基準等の改正案において、予想信用損失の分解情報として、債権等の特徴が類似するグループごとに予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を注記することを求めている（予想信用損失適用指針第 75 項参照）。また、契約資産についても、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する（収益認識会計基準第 77 項参照）ため、同様の調整表の注記が求められることとなる。
27. この点、本資料第 17 項に記載した収益認識適用指針第 192 項のとおり、2020 年改正会計基準公表時点においては、IFRS 第 9 号における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっており、また、金融商品会計基準の見直しを行っているところであったため、IFRS 第 15 号第 118 項(c)を取り入れなかった。
28. 今回の金融商品会計基準の改正において、予想信用損失モデルを採用し、さらに貸倒引当金繰入額及び直接減額の金額の表示を予想信用損失適用指針において定めることとしたことを受けて、IFRS 第 15 号第 118 項(c)の収益認識適用指針への取入れを検討する。
29. 契約資産に対して直接減額する場合と貸倒引当金を計上する場合が考えられるが、まず契約資産に対して直接減額を行う場合には、契約資産の重要な変動を構成する可能性があると考えられる。
30. 一方、契約資産に貸倒引当金を計上する場合には、原則として科目ごとに控除する方式が求められており（企業会計原則注解 17）、この場合には貸倒引当金の繰入れ又は戻入れは契約資産の変動を構成しないものと考えられる。なお、企業会計原則注解 17 は、債権について貸倒引当金を控除した残額のみ記載し当該貸倒引当金を注記する方法も妨げないとしており、この場合には契約資産の重要な変動を構成する可能性があるが、例示であることを踏まえ、貸倒引当金の増減については記載しないことが考えられる。
31. 以上を踏まえ、IFRS 第 15 号第 118 項(c)の「契約資産の減損」を「契約資産の直接減額」とした上で、収益認識適用指針に取り入れることが考えられる。収益認識適用指針の改正案（HP では非公表）については、本資料別紙 2 第 106-8 項(5)を参照されたい。

IV. ASBJ 事務局の提案

32. 本資料第9項から前項までの分析を踏まえ、収益認識会計基準等を本資料別紙1 (HPでは非公表) 及び別紙2 (HPでは非公表) のとおり改正することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上